明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（一八八）　二
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一八九）　二
〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房二）　二
〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三四）　四
○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（同三五）　四
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同三六）　五
〔府令・省令〕
○地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛三）　五
○特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・環境一）　六
〔告　示〕
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（内閣府一二〇）　六
○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則（同一二一）　六
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を沖縄県知事が行うこととする件（同一二二）　六
○一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限の一部を改正する件（同一二三）　七
○医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限の一部を改正する件（同一二四）　七
○事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の一部を改正する件（同一二五）　七
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務一）　七
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件（同二）　七
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法等を定める件の一部を改正する件（同三）　八
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（同四）　八
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件（厚生労働一八七）　八
○輸出貿易管理令別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件（経済産業一一五）　八
〔官庁報告〕
官庁事項
内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則（内閣）　八
内閣官房に地域活性化総括官を置く規則の一部を廃止する規則（同）　八
内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則（同）　八
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十一号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（同）　八
武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（同）　八

本号で公布された法令のあらまし

◇沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一八八号）（防衛省）

1　平成二二年七月三一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域に係る特定給付金の支給の限度となる期間を定めることとした。（第八条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一八九号）（経済産業省）

1　国際連合安全保障理事会決議第二二七〇号を踏まえ、北朝鮮を仕向地とする運動用具等の輸出について、経済産業大臣の承認を要することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。